

（事故情報計測・記録装置）

第226条の2 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、保安基準第46条の2の告示で定める基準は、当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであることとする。この場合において、事故情報計測・記録装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

2 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取り付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置